

定款変更に伴う会員資格の喪失及びサービス停止処分の取扱いについて

重要

概要

会員資格の喪失について

従来、2年以上の会費滞納会員は、総会の決議をもって除名処分とされていましたが、7月1日の定款改正に伴い自動的に会員資格の喪失及び会員名簿からの削除となります。

会員サービスの停止について

1年以上の会費滞納となった場合、総務・交付金運営委員会及び正副会長会議で審議の上、理事会の決議を経て、協会における会員サービスが停止となります。

・サービス停止内容

各種助成制度の利用停止
行政当局への諸申請手続き、業務相談、用紙類の頒布停止
情報誌の送付及び文書案内の停止
慶弔規程による慶弔見舞金の給付停止

処分の流れ

1. 未納2期以上～1年未満で第1回督促書を発送
↓
2. 未納1年以上で第2回督促書を発送
↓
3. 第2回督促書を発送後、入金がない場合、第1回催告書を発送
↓
4. 第1回催告書を発送後、入金がない場合、総務・交付金運営委員会及び正副会長会議で審議の上、理事会でサービス停止処分の決議
↓
5. サービス停止通知を発送
↓
6. 未納2年直前に第2回催告書を発送
↓
7. 入金がなく滞納2年を超過した時、資格喪失通知書発送と同時に会員名簿からの削除をおこなう